明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二五〇	一二〇	九八
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		四三〇	二一〇	一七〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		六二〇	三〇〇	二五〇
	外径が一メートル以上のもの		一、二〇〇	六〇〇	四九〇
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設		占用面積一平方メートルにつき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室　階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
	地下街及び地下室　階数が二のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額		
	地下街及び地下室　階数が三以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	一二、〇〇〇	一、〇〇〇	四九〇
	地下に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	七、一〇〇	六一〇	三〇〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一日	二四〇	二〇	一〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	九九〇
標識		一本につき一年	一、六〇〇	八〇〇	六五〇

令第七条第一号に掲げる物件	旗ざお　祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二四〇	二〇	一〇
	旗ざお　その他のもの	一本につき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
	幕（令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）　祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	二四〇	二〇	一〇
	幕（令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）　その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
	アーチ　車道を横断するもの	一基につき一月	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	九九〇
	アーチ　その他のもの	一基につき一月	一二、〇〇〇	一、〇〇〇	四九〇
令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		占用面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設		占用面積一平方メートルにつき一月	二一〇	一〇〇	八二
令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
令第七条第九号に掲げる器具		占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの（高速自動車国道若しくは自動車専用道路のものに限る。）	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）（配送料別）